ＢＣＪ評定-RC0216-07

評　定　書（工法等）

申込者　日本スプライススリーブ株式会社　　代表取締役社長　熊谷　重隆　様

件　名　ＮＭＢスプライススリーブ鉄筋継手（ＳＤ５９０鉄筋及びＳＤ６８５鉄筋への適用）

令和元年 12 月 3 日付けで評定の申し込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。
なお、本評定書の有効期間は、本評定日より令和 7 年 1 月 20 日までとします。

令和 2 年 2 月 19 日

一般財団法人 日本建築センター
The Building Center of Japan
理事長　橋本　公博

記

1．評定申込事項
本評定は、平成 12 年建設省告示第 1463 号「鉄筋の継手の構造方法を定める件」第 1 項ただし書きに係る評定（2015 年版建築物の構造関係技術基準解説書における A 級継手）の申し込みがなされたものである。

2．評定の区分
更新

3．評定をした工法等
別紙１のとおり

4．評定の内容
（1）方法
本評定は、コンクリート構造評定委員会（委員長：林静雄）において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。
（2）審査内容
別紙２のとおり

5．備考
本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。
また、本評定は申込者による自主管理方法について行われたものであり、受入れに際しては、工事管（監）理者の判断による受入検査が行われることを前提としている。

ＢＣＪ評定-RC0460-02

評　定　書（工法等）

申込者　日本スプライススリーブ株式会社　　代表取締役社長　熊谷　重隆　様

件　名　スリムスリーブ鉄筋継手（ＳＤ５９０鉄筋及びＳＤ６８５鉄筋への適用）

令和元年７月１日付けで評定の申し込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。
なお、本評定書の有効期間は、本評定日より令和６年10月14日までとします。

令和元年９月18日

一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan
橋本　公博

記

１．評定申込事項
本評定は、平成12年建設省告示第1463号「鉄筋の継手の構造方法を定める件」第１項ただし書きに係る評定（2015年版建築物の構造関係技術基準解説書におけるＡ級継手）の申し込みがなされたものである。

２．評定の区分
更新

３．評定をした工法等
別紙１のとおり

４．評定の内容
（１）方法
本評定は、コンクリート構造評定委員会（委員長：林静雄）において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。
（２）審査内容
別紙２のとおり

５．備考
本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。
また、本評定は申込者による自主管理方法について行われたものであり、受入れに際しては、工事管（監）理者の判断による受入検査が行われることを前提としている。